

改元に伴う実務上の対応について

平成31年4月1日に新元号を定める政令が閣議決定され、同年5月1日に改元が行われることとなりました。

当協会の実務上の対応につきまして、以下のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

1. 信用保証書等に記載された元号（平成）の取扱い

信用保証書等に和暦で記載する場合、システム対応等の関係から「平成」と「令和」の表記が混在する可能性があります。

この点につきましては、改元後に「平成」で表記されていても（例：平成31年5月7日）有効なものとして取扱いいたしますので、「令和」への訂正等の手続きは必要ありません。

2. 信用保証委託契約書等に印刷されている元号（平成）の取扱い

信用保証委託契約書等の日付記入欄に「平成」が印刷されているものがあります。書式は順次改定予定ですが、「平成」の表記がある文書も引き続きご利用いただけます。

改元後に和暦にて記載する場合は、ゴム印や手書き等により「平成」を「令和」に訂正したうえで使用して差し支えありません。この場合、訂正印の押印は不要です。

なお、信用保証委託申込書等に元号の頭文字「明・大・昭・平」と記載されている箇所において「令和」を用いる必要がある場合は、頭文字「令」をゴム印や手書き等により加筆したうえで使用して差し支えありません。

また、改元後、2019年中の和暦の記載については、「令和元年」若しくは「令和1年」のいずれで記載いただいても差し支えありません。

3. 当協会ホームページに掲載している各種書式の取扱い

当協会のホームページに各種書式を掲載しております。順次改定予定ですが、改元後にこれらの書式を使用する場合は前記2. 記載の対応とすることで差し支えありません。